

令和5年度からの定年延長に対応しております！！

| | 変更前（令和5年3月31日まで） | 変更後（令和5年4月1日以降） |
|------------------------------|--|--|
| 保険料払込完了 期日及び年金受 給権取得期日 | <p>① 満60歳に達した日を超えた最初の3月31日または満60歳に達した日</p> <p>※ 4月1日生まれの方は翌年の3月31日</p> <p>② 満50歳以上で退職した場合は退職日</p> | <p>満61～65歳に達した日以降の3月31日</p> <p>※ 4月1日生まれの方は前日の3月31日</p> |
| 早 期 定 年 | <p>満50歳以上</p> <p>※ 税制適格コースの場合は、10年以上掛金を払い込んでいることが必要です。</p> | <p>満50歳以上</p> <p>※ 税制適格コースの場合は10年以上掛金を払い込んでいることが必要です。【変更なし】</p> |
| 年金受給権の 繰延（据置） | <p>① 保険料払込完了期日①に定める日に到達した被保険者は繰延（据置）選択可。満61、62、63、64、65歳到達日まで選択可能。</p> <p>② 保険料払込完了期日②に定める日に到達した被保険者は満60歳まで繰延（据置）選択必須。 ただし、保険料払込完了期月②から10年を限度として、①に規定する日まで受給権取得期日を延期することができる。</p> <p>※ 税制適格コースの場合は、10年以上掛金を払い込んでいることが必要です。</p> <p>※ 税制適格コース・一般コース両方に加入の場合、繰延（据置）開始及び満了日は同一となります。</p> | <p>50歳以上で退職した場合、1年単位で上限10年まで繰延（据置）可能。</p> <p>※ 税制適格コースの場合は、10年以上掛金を払い込んでいることが必要です。</p> <p>※ 税制適格コース・一般コース両方に加入の場合、繰延（据置）開始及び満了日は同一となります。</p> |
| 掛金払込期間 満 了 日 | <p>○満61歳に達した日以降の3月31日（S38.4.2生～S39.4.1生まれの方）</p> <p>○満62歳に達した日以降の3月31日（S39.4.2生～S40.4.1生まれの方）</p> <p>○満63歳に達した日以降の3月31日（S40.4.2生～S41.4.1生まれの方）</p> <p>○満64歳に達した日以降の3月31日（S41.4.2生～S42.4.1生まれの方）</p> <p>○満65歳に達した日以降の3月31日（S42.4.2生まれの方～）</p> | |